

# 支部ニュース

2020年2月 No.555

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

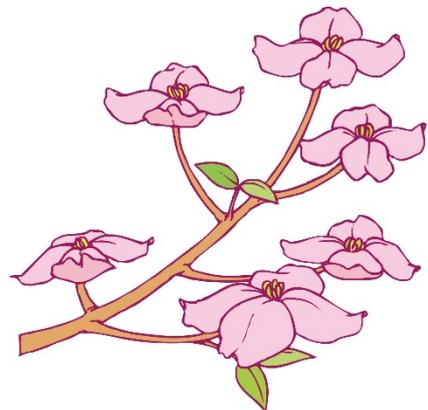
メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●町田市における政党機関紙購読者数調査問題	和泉貴士	1
●羽田新飛行ルート問題	鳥海 準	5
●早坂暁『この世の景色』をご一読ください	須藤正樹	7
●新人紹介	山本隆彦	8
●2020年支部総会に参加をお願いします	野澤裕昭	9
●支部長声明		
※「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの 創設の促進に関する条例」制定に抗議する声明		10
※小池都知事による都立病院独法化方針に反対する声明		11
●1月幹事会議事録		12



# 町田市における政党機関紙購読者数調査問題

まちだ・さがみ総合法律事務所 和泉 貴士

## 1 「赤旗問題」の全国的広がり

2019年11月22日、産経新聞で「「赤旗」庁舎内自粛を通達町田市 管理規則抵触と判断」と題する記事が掲載された。

記事には「同市は平成26年度以降、3回にわたって同様の通達を出したが、同市の共産市議が最近でも市職員に庁舎内で赤旗を配布したり、購読料を収集したりしていた事実が判明し、こうした行為が庁舎管理規則などに抵触する可能性がある」と判断した。



「同市によると、8月中旬から下旬にかけて、市職員を対象に同紙の購読状況などに関する調査を実施。その結果、職員7人が庁舎内で私費で購読していた。」、「同市は一連の行為が同規則などに反する可能性がある」と判断。高橋豊副市長名で「政党の機関紙等を購入する行為を慎むこと」などと記載した通達を出した。」と記載されている。

類似の問題は、以下で引用するとおり、全国で頻繁に発生している。議会質問は主として日本会議系の議員が行っているようである。

2017.2.3 産経新聞 庁舎内の「赤旗」勧誘・配布・集金 長野県岡谷、須坂両市も規制検討 大町市の決断で広がる“共闘”の輪

2018.3.3 産経新聞 「赤旗」など政党機関紙の庁舎内勧誘禁止 藤沢市議会が陳情を了承

2018.5.25 産経新聞 共産地方議員の赤旗勧誘に待った タブー破り、神奈川で禁止の陳情採択相次ぐ(藤沢市)

2018.6.19 産経新聞 狛江市庁舎内で「赤旗」勧誘禁止 「政治的中立疑われる」

2018.7.30 世界日報 都庁に「赤旗」配達員10人

2018.10.18 産経新聞三重版 亀山市庁舎内で赤旗勧誘、市議に是正求める方針

2019.2.19 北國新聞 金沢市市役所内のパワハラ的赤旗勧誘を懸念し、市職員へのアンケート調査を開始

2019.12.4 産経新聞 西東京市議、役所内で赤旗勧誘・集金 市長「現状改める必要」

これらの動きは、インターネットを通じて拡散しているようである。「赤旗問題」とインターネットで検索すればいろいろなページを目にすることができる。ツイッターやフェイスブックページも作られ、張り付けられたアドレスをクリックすればホームページに誘導され、そこでは庁舎内での赤旗購読の中止を求める趣旨のピラをダウンロードすることが可能である。

また、自民党内部では、自治体職員への「赤旗」勧誘について、実態把握を行うよう通達が出されている

るようである（夕刊フジ 2014.07.16）。

## 2 規制方法、規制対象の拡大化

### （1）庁舎管理規則の範囲を超えた広範な制限

町田市庁舎管理規則は、第6条（17）において庁舎内における物品の販売を禁止するのみである。

ネット上では、「赤旗問題」で陳情や議会質問が行われる際にはいわば「戦果拡大」のため、上記庁舎管理規則による制約を超えた、より広範な制約を地方自治体に求める動きを取ることが勧められている。

インターネットをみれば、政党機関紙購読者数を自治体に何度も調査させるよう求めること、公務員は全体の奉仕者であり政治的中立性が求められるのであるから庁舎内外を問わず読むこと自体が望ましくないこと、公務員が政党機関紙を購入することは税金を財源として特定政党に不当な利益を供するに等しいこと、議員が自治体職員に政党機関紙の購入を働きかけることはパワハラにあたること等の主張を、議会質問や議会に対する陳情等で行った旨の報告がなされている。

これらの主張は法的には根拠を欠くものも少なくないが（法的評価は「4 法的検討」で詳述する。）繰り返し行われることで強い委縮効果を生ぜしめるものである。また、政治的プライバシー権（沈黙の自由）、思想良心の自由、知る権利等の重大な侵害を含むものであり問題が多い。

### （2）規制は庁舎内にとどまらず、教員等にも拡大

加えて、町田市議会において市は、学校内には庁舎管理規則にあたる規定がないことから、新たに規定を作る旨答弁を行っている。「赤旗問題」はターゲットを教員等、自治体庁舎で勤務する公務員以外の公務員にも広げつつある。

このように、「赤旗問題」は、規制方法、規制対象ともに拡大化傾向をみせている。

## 3 町田市の対応とそれに対する法的検討

本来は、政党機関紙購読に関する行為のうちいかなる部分が庁舎管理規則に抵触するかという点のみを論じれば良いはずであるが、近時の論点の拡大を受けて、町田市でも多数の派生論点が生まれた。

### （1）公務員の政治的中立性を理由とした購読禁止

地方公務員法は第3章第6節において「服務」を規定している。第30条は根本規制として「全体の奉仕者」を規定し、第36条は政治的行為の制限を規定している。

重要なのは、地方公務員法上、公務員の政治的行為に対する制限は法律もしくは条例でない限り制限できないと規定されている点である（同法36条2項5号）。条例ではない庁舎管理規則を根拠に公務員の政治的行為を制限することはできないのであるから、政治的中立性を根拠に政党機関紙の購読を禁止することはできないし、購読者数を調査することもできない。

町田市は、2019年11月5日付「庁舎管理規則及び服務規程の徹底について」と題する依命通達を行っており、その中では、行政の中立性の根拠として町田市職員服務規程が「全体の奉仕者」を規定していることを挙げた。しかしながら、政治的中立性を根拠とする限り、条例を根拠としない規制はできないと考えるべきである。

### （2）購読勧誘が「パワハラ」に該当するとの主張について

議員と自治体職員に優劣関係は無いことに加え、仮に近時批判の対象となった、厚労省の「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」案によったとしても、人格否定

や対人関係からの切り離しも無い以上、政党機関紙の購読勧誘がパワハラに該当することは無いであろう。

町田市においても、議会においてパワハラにあたるのではないかとの質問が出た。これに対しては後述するとおり、議会質問で法的根拠を質問し、パワハラにあたらないことを明らかにした。

### (3) 購読者数調査（思想調査問題）

川崎市においても政党機関紙の購読勧誘（勧誘されたことがあるか、勧誘に圧力を感じたか、実際に購読したか等。）に関するアンケート調査が行われ、これが思想良心の自由やプライバシー侵害にあたるとして訴訟が提起されている。東京高裁平成 23.9.29 は、本件調査が思想良心の自由との保障との関係で「限界に近い領域」にあるとしつつも、回答が任意である旨明記されていることや、匿名性が一応は担保されていることを主たる理由として違法性を否定した。

町田市の調査は、2019年8月と11月に行われている。8月の調査は「共産党の機関紙について」という表題で行われ、11月の調査は「政党機関紙の購入について（再調査依頼）」をいう表題で行われた。調査内容は、共産党の政党機関紙である「しんぶん赤旗」の購読者数を町田市庁舎の各階ごとに調査し集計するというものであった。調査方法は一部不明であるが、庁舎の各階ごとに調査担当者が決められ、匿名のアンケート調査等によらず職員への口頭質問（しんぶん赤旗を購読しているか否かを問う。）で調査を行ったものと思われる。調査の際には職員に対し回答は任意である旨の説明はなされていない。

8月と11月の調査依頼を合わせて読めば、いかなる政党機関紙を対象とした調査かは明らかである。調査手法をみても、すくなくとも調査担当者からみれば当該政党機関紙を度重なる調査にもかかわらず誰が購読しているかは明白であり、職員の政治的プライバシー（沈黙の自由）に対する配慮は皆無である。さらに、地方公務員法32条は上司の職務上の命令に忠実に従う義務を定めているところ、調査担当者から回答は任意である旨告げられない限り職員としては質問に回答せざるを得ない。これらの点において、町田市の調査は川崎市以上に職員の人権制約の程度が強く違法性が高い事案といえる。

### (4) 庁舎管理規則について（内容中立規制）

既に（1）でも述べたとおり、庁舎内における政党機関紙購読制限の根拠となりうる規定は、庁舎管理規則のみである。加えて、同規則の目的である「公務の円滑な遂行」からすれば、いわば表現の自由における内容中立規制、すなわち時、場所、方法に関する制限のみが許容されるというべきであろう。同規則を根拠とする規制である限り、政党機関紙だから購読が許されないといった表現内容を根拠とした説明は法的に成り立ちえない。

#### ア 時に関する規制

庁舎管理規則上は、庁舎内であるかぎり時間帯を問わず「販売」が禁止されている。しかし、同規則の目的は「公務の円滑な遂行」であるところ、勤務時間外に政党機関紙を購読することは「公務の円滑な遂行」を害しない筈であり同規則に抵触しないものと思われる。この点については改めて市に見解を問いたい。

#### イ 場所に関する規制

同規則の目的である「公務の円滑な遂行」からすれば、執務室内での販売は制限可能と思われる（もっとも、執務室内での外部業者からの弁当購入は慣習上認められており、政党機関紙との整合性が取れていない状況はある。）。もっとも、執務と関係のない休憩スペースなどの場所で、勤務時間外に購読することの禁止まで許容されるかは疑問である。この点についても改めて市に見解を問いた

い。

#### ウ 方法に関する制限

そもそも庁舎管理規則が禁止する「販売」とは何か。分析的に考える必要がある。

契約の成立要件である、「申込」と「承諾」がこれにあたることは間違いないであろう。では、「勧誘」は「販売」にあたるか。また、定期購読の場合、代金を予め受け取ったうえで月に数回機関紙を購入者に届ける行為は「販売」にあたるか。

これらについて、同規定は明示的に定めておらず、同規則の目的である「公務の円滑な遂行」を害するか否かという観点から判断する外ないように思われる。例えば、執務室内での「勧誘」は、回数にもよるが公務の円滑な遂行を害すると判断される可能性がある。定期購読している機関紙を執務室内で手渡す行為は、既に購読を承諾している点で公務の円滑な遂行を害する可能性は「勧誘」と比較して相対的に低いであろう。定期購読している政党機関紙をメールボックスに投函する行為も、公務の円滑な遂行を害すると判断される可能性が低いと考える。

いずれにせよ、時、場所、方法を工夫しさえすれば、公務の円滑な遂行を害しない態様での政党機関紙の購読は可能というべきである。庁舎管理規則は管理者の許可を条件に販売を例外的に認めることができるとしているところ、これらの公務の円滑な遂行を害しない販売態様については販売の許可を与えるべきと考える。げんに、一部の地方自治体では政党機関紙の販売について許可を与え、庁舎管理規則に抵触しない形での購読を可能としているようである。



#### 5 町田市での経緯と到達点

##### (1) 経緯

議会質問と、それに対応する形でなされた通達は以下のとおりである。

2014.6.9 議会質問「行政の中立性について」

2014.6.19 「庁舎管理規則の徹底について」(依命通達)

2016.8.16 各部長宛通知「庁舎管理規則の徹底について」

- 2017.9.1 議会質問「執務室内での売買の禁止について」
- 2017.10.18 各部長宛通達 「庁舎管理規則及び服務規程の徹底について」
- 2019.8.26 「共産党の機関誌について」(調査依頼)
- 2019.8.27 「共産党の機関紙について」(調査結果概要)
- 2019.9.6 議会質問「共産党の機関紙について」
- 2019.11.5 「庁舎管理規則及び服務規程の徹底」(依命通達)
- 2019.11.19 「政党機関紙の購入について」(再調査依頼)
- 2019.11.26 「政党機関紙の購入について」(集計結果)
- 2019.12.9 議会質問「共産党機関紙赤旗について(その3)と、依命通達について」

## (2) 議会質問と到達点

上記経緯について市議から相談を受け、法的問題点を抽出し議会質問作成に協力した。まずは違法性が高いと思われる、①公務員の政治的中立性を理由とした購読禁止、②購読勧誘が「パワハラ」に該当するか、③購読者数調査(思想調査問題)の問題に焦点を絞ることとして質問の準備を行った。2019年12月議会において質問を行い、市からは、①については、公務員の政治的中立性を理由とした購読禁止ができないことを認める旨の回答を得、②③については明確な回答を得ることができなかった(回答不能に陥ったと評価することも可能である)。議会質問を通じて、①ないし③いずれの主張も根拠のないものであることを明らかにしたというのが現時点での到達点である。他の自治体においても、法的に根拠のない主張に対しては毅然とした対応を取るべきであるし、そのための法的根拠を示すこと、さらにはより一層の議論の深化を呼びかけることが本稿の最大の目的である。

今後は本丸である庁舎管理規則の問題に切り込むことを検討している。庁舎管理規則が適用される範囲内でいかなるかたちでの購読が許容されるのか議会質問等継続して行う予定である。

# 羽田新飛行ルート問題

五反田法律事務所 鳥海 準

## 1 羽田新ルート設定の理由

羽田空港のハブ化、オリンピックへの対応が理由となっている。

### (1) 安全技術上の問題、落下物の問題

- ① 氷や部品が落ちる問題
- ② 降下角の変更による飛行機自体の墜落の危険がある。

### (2) 騒音の問題

新ルートの必要性：新ルートを設定しなければ、空港需要に対応できないのか。

<前提>

新ルートの設定によって年1.1万回の増加、新ルートの設定により全体として年2%の増加になる。成田その他の空港による吸収、管制のシステムの変更で吸収できるのではないか。

## 2 安全

### (1) 落下物

川崎の石油コンビナート周辺は安全管理のために低空飛行を禁止していたが、これを昨年12月に解除した。安全性の放棄。

降下角の3.0度から3.5度への変更—世界水準から逸脱？

↓

### (2) 騒音

急降下すれば騒音防止には役立つが、安定的な着陸は阻害され、危険性は高まる。国土交通省が、滑走路へ降下する角度（降下角）を世界標準の3度から危険とされる3.5度へと引き上げ、降下角3.5となる予定。

異常な急降下着陸は、騒音対策と説明されていたが、実は米軍基地（横田空域）が問題になっているといわれはじめています。着陸への最終進入開始点が横田空域内に位置していることに起因しており、横田空域内の飛行する航空機と垂直間隔を確保する必要があります。

## 3 運動・訴訟

品川の住民投票問題。現在は、住民投票後の運動方針が明確には見えていないように感じている。訴訟上は、

① 原告適格の問題、

② 処分性（航空法37条）

の問題。この点については、航空路の設定（37条）と具体的航路の問題は別であるとの説明が国交省からなされ始めている。

③ 裁量の逸脱濫用をどのように構成するか。

## 4 弁護団大募集中！

運動体から依頼を受けて法的手段を検討していますが、人手が全然足りません。若手、中堅、ベテラン問わず、弁護団に是非参加して下さい。juntori1225@yahoo.co.jp までメール下さい。宜しくお願いします。



# 早坂暁『この世の景色』をご一読ください

代々木総合法律事務所 須藤 正樹

- 1 私が1990年代に渋谷公園通りに渋谷区が開設を強行した地下駐車場の反対闘争に関わったとき、公園通りの近くに住み仕事場も持っていたシナリオ作家の早坂暁氏に反対する会の代表になってもらいお世話になった。NHKの『夢千代日記』などで有名な同氏は、2017年12月に亡くなったが、昨年10月、生前のエッセイをまとめて奥さんが「みずき書林」から『この世の景色』という題名の本を出した。直ぐに買おうとしたが入手困難で3週間もかかったが、とても心を揺さぶられる話が多いので、ぜひ多くの方に読んでもらおうと思い紹介する。
- 2 早坂氏はいう。生まれは、1929年愛媛県の松山に近い遍路みちに面した商家。家の前の遍路石が遍路さんの休み所で、そこには「松山四里 金比羅三十二里」と刻まれており、幼いころから白衣装の遍路さんが東西両方向から往復していた。東から行くのは逆打ちで特に難しい願を持った方で、体の不自由な方は「這うようにして歩く」、数知れぬ日本人の悩みや願いが四国遍路みちには充ちていて、佇んでいれば日本の体調がわかった。たとえば昭和19年の戦争末期、遍路さんの姿が消えた。共産党など思想犯の隠れ場所として警察が宿帳調べをしたりする影響であった。早坂氏の母は、つらい遍路さんにお米などを出し、衣類を洗濯して休ませ送り出していた。この母と遍路さんとの経験が早坂氏を育てた。
- 3 この遍路みちに捨てられた赤ん坊もあり、ひとは早坂宅で育てていると2年目に元気になった母親が引き取りに来た。次の捨て子は春子と名付けた女の赤ん坊で、早坂氏は「連れ返しに来なければ」と願っていたが、来なかったため戸籍上で妹になり、仲良く育った。昭和20年8月5日、16歳の早坂氏は海軍兵学校防府分校にいたが、自分が捨て子であることを知った春子は広島に出て早坂氏に面会に向かった。空襲で電車が寸断されていたため春子が一泊した広島の翌朝、原爆が数十万人が生きている街の真上に落とされた。その後間もなく被害救済に広島に行った早坂氏らは、無数の燐の光る広島駅の夏の夜に言葉もなく足がガタガタ震えるばかりだった。
- 4 その後、毎夏の8月6日、広島へ心に被爆するため通っていた早坂氏は、51年目の被爆から帰ってきたとき、45年前に学生運動に関わって警察から逃げていた時期に浅草で知り合った友の渥美清の死を知らされた。浅草のストリップの合間にコントをしていた渥美に、早坂氏は、テキヤが主役のテレビドラマを持ちかけ「ピカドンの辰」という背中にキノコ雲を彫った男の役を持ちかけたが実現せず、その代わり別ルートで寅さんが始まった。渥美には、笑いと同量の悲しみがある、どんだの惨めな日本を知っているのが彼、昭和を描くに足る殺気を持つ希有の役者、と評している。
- 5 早坂氏は、身体のとてもし弱い子供で、母親が心配し、乳母車に乗せて四国遍路をし、授乳を含め道々で色々な人に助けられ、2ヶ月あまりの太陽の暑さを浴びて漸く歩けるようになった。ハンセン病の患者も愛憎に悩む人も罪から逃れたい人もひたすら歩くのが遍路みち。自らを救い、さらに再生を願い、どう生きるのかを考えるみち、と言う。
- 6 このような私的な話が続く、このエッセイは、あの世的なところから今の目の前の社会をしっかりと照らし出す。様々な事象のうち、大切なものにこだわり、個人の思いを私的に披瀝するのでは決してなく、そのありのままの姿を社会全体の中に位置づけて決して譲らない。こんな話を、是非一読を。

# 新人紹介

弁護士法人響 山本 隆彦

## 1 弁護士になったきっかけ

私が弁護士になったきっかけは、幼少時の世間の雰囲気の変化が大きく影響していたように思います。子供の頃にバブルが崩壊し、世間の雰囲気が一変したのをよく覚えています。私はいわゆる就職氷河期の世代で、周囲でも就職に苦労し、入った会社でも過酷な労働を強いられ、リストラに翻弄されている人々の姿をよく見ていました。そこで、組織の都合で振り回されない自分を確立し、組織の都合で振り回されている人々の力になればということは強く感じていました。今にして思えば、弁護士という職業は、まさにその希望を叶えられるものだと思います。もっとも、当時はまだ弁護士を目指そうというハッキリとした目標をもっていたわけではありませんでした（そもそも法学部ですらありませんでした）。当時私は別の道を目指していましたが、どうも自分には合わないと感じ（ガンバリが足りなかったともいいます）、その道を進むことを辞めてしまいました。その後特に目指すものもなく過ごしていましたが、このままではいけないと思い、一念発起して司法試験に挑戦することにしました。

もっとも、法学部ですらなかった私にとって司法試験はそう甘いものではなく、苦戦が続きました。その後周囲のサポートもあってどうにか試験に合格し、ようやくスタートラインに立ちました。

## 2 自由法曹団に入った理由

私が自由法曹団の存在を知ったのは、現在の事務所に入所してからでした。自由法曹団はまさに自由を守るために戦う集団であり、法曹としてよい刺激を受けられるとのことであったため、参加をさせていただきました。

正直に申し上げて、自由法曹団に参加する前はちょっとコワイ先生方の集まりなのかなと恐れておりました。しかし実際に参加してみるとまったくそんなことはなく、どの先生も気さくで親切であり、想像よりもはるかに親しみやすい集まりでした。定期的集まる機会を設けて頂けるので、団員同士の交流も図りやすいところだと感じています。

また、自由法曹団に所属する先生には憲法上著名な事件に取り組んでおられた先生も参加されており、そのお話は大変参考になりました。特に、恵庭事件や砂川事件、長沼ナイキ基地訴訟を担当されていた内藤功先生がいらっしゃった際、持ち時間の中で淡々と現在手掛けている事件について報告されている姿が印象的でした。

私も微力ながら自由法曹団員として何かできればと感じております。今後ともよろしく願い申し上げます。

# 2020年支部総会に参加をお願いします

幹事長 野澤 裕昭

1 今年の支部総会は昨年以上に盛りだくさんです。

(1) 森原康仁専修大学経済学部准教授の講演

「2020年の経済変動と政治革新の展望」90分

森原氏は、アベノミクスは終焉を迎え2020年は世界同時株安による経済の大変動期に入ると言っています。これは経済学者のほぼ一致した見方であるとのこと。2012年から異次元の金融緩和による株高で「好景気」を演出することで国民の支持を獲得し長期政権となった安倍政権。安倍首相は「好景気」をテコに選挙で連勝し9条改憲に執着してきました。しかし、世界的な株安となればその政権を支える基盤は崩れます。アベノミクス自体も2%のインフレ目標達成は程遠く、むしろ景気は悪化しています。まさにダブルパンチ。森原氏は経済の変動が政治の変化となっていくと言います。では政治的な革新はどのように起こるのか。森原氏は大学で教鞭をとるだけにとどまらず、ネットや若者と街頭に出て運動するなど学外でも活動しています。その活動はYouTubeで紹介されています。まさに行動する学者といえます。その森原氏の中から見て日本社会で2020年の経済変動のもとで政治革新をどうやって成し遂げていけるのか、その展望を語っていただきます。



は程遠く、むしろ景気は悪化しています。まさにダブルパンチ。森原氏は経済の変動が政治の変化となっていくと言います。では政治的な革新はどのように起こるのか。森原氏は大学で教鞭をとるだけにとどまらず、ネットや若者と街頭に出て運動するなど学外でも活動しています。その活動はYouTubeで紹介されています。まさに行動する学者といえます。その森原氏の中から見て日本社会で2020年の経済変動のもとで政治革新をどうやって成し遂げていけるのか、その展望を語っていただきます。

(2) 第1日目には参議院議員の山添拓団員から国会報告をしていただきます。1月20日に開幕した通常国会で桜を見る会の公金私物化やIR汚職、河井・菅原議員の公選法違反疑惑など安倍内閣モラル崩壊状態に陥っています。山添団員は予算委員会ですどく内閣を追及しています。国会の情勢、解散総選挙の見通し、政局の行方など生の国会情報を聞ける貴重な機会となると思います。

(3) 第2日目には村田智子団員、川上詩朗団員から特別発言をしていただきます。各30分。村田団員は元TBS記者の山口敬之氏から性的暴行を受けたとして訴えている伊藤詩織さんの代理人として伊藤さんの裁判をたたかい東京地裁で勝訴判決を勝ち取りました。地裁判決は山口被告の同意があったという反論を明確に否定しています。同意の抗弁は多くのセクハラ事件で被告から出されます。村田団員には伊藤さんの事件では、山口氏側の抗弁をどう突破したのか、地裁判決の意義、今後参考にできるポイントなどを語ってもらいます。川上団員は韓国大法院の徴用工訴訟について早くから法的見解を示し書籍(共著)も発行しています。大法院判決の意義、同判決について安倍内閣が国際法違反などと非難していることに根拠がないこと、安倍内閣の非難の背景にある歴史修正主義とそれに対する韓国国民の反応、今後の展開予測(強制執行や政治解決の見通し)などについて語っていただきます。

2 史上最長の政権となった安倍内閣。しかし、その基盤は政治的、経済的要因から崩壊しつつあります。ポスト安倍が語られ、地元山口では選挙民から「安倍恥」などと安倍氏に対し嫌悪する声も出ています。政治経済の激変の予感がする2020年。安倍改憲に終止符を打ち、モラル崩壊の安倍政権を終わらせる年です。今年の支部総会はその確信を深める機会となると思います。また、最新の事件や東京の各運動や経験を知る貴重な機会でもあります。まだ、総会参加を決めていない方、考慮中の方は是非参加していただきたいと思います。

多数の支部団員、事務局員の方々の参加をお願いいたします。

# 支部長声明

## 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」制定に抗議する声明

本年12月3日から同月18日にかけて開催された都議会第4回定例会において、小池都知事は、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（以下、「ソーシャルファーム条例」または単に「条例」という。）案を提出し、同条例は共産党及び上田令子都議（自由を守る会）以外の会派の賛成により成立した。同条例について、東京都の説明によれば、「就労を希望する全ての都民に対する就労の支援について、基本理念を定め、東京都の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、就労の支援に係る施策並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策等を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与する。」としている。

ソーシャルファーム条例の理念自体は、働くことを希望するすべての人々に対する支援を表明するものであり、障害者等、労働市場における弱者も含め、すべての都民に就労のための都による支援をいきわたらせ、ソーシャルファームの取り組みを進めるというその目的は賛同できる。

他方で、「ソーシャルファーム」という概念について、1980年代から取り組みが始まったヨーロッパ諸国等とは異なり、わが国では未だ認知度も低く、取り組みもほとんど進んでいない。それにもかかわらず、条例においては「事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業（以下『ソーシャルファーム』という）（条例第10条）と、極めてあいまいな定義しかなされていない。さらに、支援対象とするソーシャルファームは都が認証するものとされているが（条例第11条）、その認証基準は指針に委ねられることとされており、具体的内容は不明である。社会的にも一般化・共通認識化していない「ソーシャルファーム」について、かかるあいまいな定義・基準のままでは、真に都民の就労支援に資する企業とはいえない企業に対し、都民の血税が投入されてしまうことになりかねない。

また、同条例においては、「就労を希望するすべての都民に対する就労の支援」＝「就労の支援」と、「就労の支援に係る施策並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進」＝「就労の支援等に係る施策等」が使い分けられており（条例第1条）、東京都の責務（条例第4条）、都民の役割（条例第5条）、区市町村の役割（条例第6条）、財政上の支援（条例第14条）には、いずれも「就労の支援等に係る施策等」が用いられている。すなわち、都民に対する直接の就労支援のみではなく、ソーシャルファームの創設に対しても、東京都、都民、市区町村が責務ないし役割を負い、かつ、財政的にも支援がなされることとされているのである。東京都の責務についてみれば、「国、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、就労の支援に係る施策等を総合的に実施するものとする」（条例第4条）とされているものの、都民に対する支援は相談窓口の設置や民間教育機関を活用した職業能力開発及び向上等にどまる一方、「ソーシャルファーム」に対する支援は、別途指針等を策定して実施するものとされているなど、「ソーシャルファーム」の創設等に対して多くの税金が投入されるおそれがある。実際、本年

11月に公表された産業労働局の新年度予算要求では、「就労困難者特別支援事業（新規）」（就労困難者に対する支援窓口等の運営）の予算要求は4116万4000円であるのに対し、「ソーシャルファーム支援事業（新規）」には22億3988万6000円も予算要求している。

このように、ソーシャルファーム条例は、その実態が都民に対する直接の就労支援ではなく、定義もあいまいで真に都民の就労支援に資する保証もない「ソーシャルファーム」を名乗る団体に税金を配分するための条例といっても過言ではなく、到底看過できない。

さらに、実質的にソーシャルファーム条例の検討を行ってきた有識者会議は、条例に基づくものではなく、違法である可能性が高い。

普通地方公共団体が、審査や諮問のための附属機関を設置するには、条例で定める必要がある（地方自治法第138条の4。附属機関条例主義。）。これは、直接選挙で選出される首が暴走することを防ぎつつ、首長と議会の権限と責任のバランスを図ることがその趣旨である。

しかし、ソーシャルファーム条例は、「就労支援のあり方を考える有識者会議設置要綱」（30産労雇就第845号 平成30年11月9日）に基づき設置された「就労支援のあり方を考える有識者会議」においてなされていた就労支援及びソーシャルファームの普及についての検討を前提として条例案が提出されたものである。かかる審議を行う有識者会議が「附属機関」に該当することは自明であり、かかる有識者会議は、何ら条例の根拠を有しておらず、違法に設置されたものというべきである。かかる条例に基づかない普通地方公共団体による附属機関の設置行為が違法であることについては、多くの裁判例で肯定されているところである。

加えて、同有識者会議には、小池都知事が環境大臣の役職にあった時期に同省事務次官を務めていた炭谷茂氏（恩賜財団済生会理事長）が委員に加わっており、同氏は「ソーシャルファームジャパン」なる会の理事長も務めている。同氏は、有識者会議において、「ソーシャルファーム」の重要性を説き、公的援助が不可欠、と述べている。

このような事実からも、ソーシャルファーム条例は、「ソーシャルファーム」を名乗る団体、特に小池都知事の20年来の知人である炭谷茂氏ないしその関係団体に対して、都民の血税を注ぎ込むことが予定されたものであり、附属機関条例主義が防ぼうとしている「首長による暴走」が正に現実化した条例といえることができる。

したがって、自由法曹団東京支部は、ソーシャルファーム条例の制定に対し強く抗議し、真に都民のための就労支援政策が実施されるよう、都議会において充実した議論を行うと共に、ソーシャルファーム条例の執行にあたっては、真に都民の就労支援に資する様、都議会において監視がなされることを求める。

2019年12月23日

自由法曹団 東京支部 支部長 小部正治

## 小池都知事による都立病院独法化方針に反対する声明

小池百合子東京都知事は、2019年12月3日、都議会本会議における所信表明演説において、突然、都立病院を地方独立行政法人へと移行することを表明した。自由法曹団東京支部は、2019年2月23日、都立病院独法化の問題点を指摘し、反対する決議を発表しており、上記小池知事の方針に反対し、所信表明に強く抗議する。

都立病院独法化は、都立病院の経営安定化のみを重視し、民間では困難な行政的医療の実施に不可欠

であり、法的根拠に基づいてなされている一般会計予算からの繰入を「赤字」と表現したことに端を発している。しかし、かかる繰入れについては、都議会本会議でも改めて「赤字補填ではない」との答弁がされているところであり、都民の命と健康を守る砦である行政的医療を実施するために不可欠なものである。これを排除するために独法化を進めることは、都が行政的医療の役割を放棄するものであり、断じて許されない。

2019年9月26日には、厚生労働省が全国424箇所の公立病院及び公的病院について、再編統合が必要であると名指しで指摘した。かかる指摘によって、全国で公立病院にかかる患者や病院関係者に不安の聲が広がっている。そもそも、公立病院の設置者は地方自治体であり、厚生労働省が管轄するものではなく、国が主導して国民の生命と健康を守る公立・公的病院を名指して指摘すること自体、極めて不適切と言わざるを得ない。

小池都知事の上記所信表明は、かかる国の方針に追随し、利用者負担の増加、行政的医療の切り捨てにつながるものである。実際、国や全国の自治体で独法化された病院においては、効率化と採算性が優先されるために不採算医療が切り捨てられ、医療費以外の患者負担が増える等、医療の重大化な切り下げが相次いでいる。他方で公立病院、公的病院は、その経営形態のまま、経営状態を改善させることに成功した例も複数ある。小池都知事の所信表明は、独立行政法人化ありきの発言であり、断じて許されない。

したがって、自由法曹団東京支部は、上記小池都知事の方針に反対し、所信表明に強く抗議するとともに、直ちに、都立病院の独立行政法人化を進める方針を白紙撤回することを求めるものである。

2019年12月23日

自由法曹団東京支部 支部長 小部正治

## 1月幹事会議事録

### 1 国内外の情勢

#### 1 国際情勢

- ・ 1月2日、トランプ大統領の指示でイラン軍高官らを殺害。1月8日、イランイラクの駐留米軍基地を報復攻撃。しかし、8日トランプ大統領「軍事力は使いたくない」と発言、イラン外相も報復はひとまず終了と発言。全面戦争は回避か。

#### 2 国内情勢

- ・ 1月10日、河野防衛相海上自衛隊に中東への派遣命令発出。防衛省設置法の「調査・研究」目的。20日P3C活動開始。アラビア海上空での不審船監視などを行いペルシャ湾は除外。2月2日に護衛艦「たかなみ」出航。日本船舶が攻撃を受けた場合は海上警備行動で武器使用を予定。
- ・ 12日、NHKで「解散すべき時が来たと思えば躊躇はない」と発言。解散カードをちらつかせる。
- ・ 1月20日、通常国会開幕。首相、施政方針演説冒頭で「改憲案を示すのは国会議員の責任」と発言。冒頭で改憲案に言及するのは18年以来。会期末6月17日。政府提出法案数は過去最少水準の52本。改憲に精力を注ぐため？しかし、IR汚職、「桜を見る会」

には一切触れず。

- ・「任期内改憲へ岐路」今国会で国民投票法改正案が成立しなければ改憲自体が危うくなる（日経）。
- ・6月18日、都知事選告示。7月5日投開票。
- ・7月24日、東京五輪開幕（8月9日まで。パラリンピックは9月6日まで）
- ・通常国会の会期延長は困難か。会期内で国民投票法改正を成立させなければ21年9月までの新憲法施行は極めて困難に。
- ・先週、本部常任幹事会を京都で行った。福山団員が立候補。選挙は盛り上がっている。まだ爆発的な反応があるとはいえない。
- ・共産党大会が開かれた。団員が各地で取り組んでいるような権利問題を共産党も遅ればせながら取り組んでいる。
- ・八王子市長選は立憲民主党等の支持が得られた。カンパが全国から500万円以上集まっている。SNSの反応がよい。ビラの受け取りもよい。

## 2 今後の取組と検討事項

### 1 憲法・平和

#### (1) 平和の樹リーフ

- ・普及状況 39569部 うち団東京支部内23154 以外→11915部
- ・本部リーフの普及状況

#### (2) 3000万人署名の取り組み

- ・2020年1月～ 新署名スタート 各事務所独自の目標設定状況。
- ・3000万人署名 40027筆 4万の大台達成（19年12月末時）

#### (3) 自衛隊員募集名簿協力問題

- ・進捗状況（20年1月9日現在） 63自治体中、45から回答（71.42%）  
23区100%目指す。（残り江東区のみ）、都下全体で80%（51自治体）の回収目指す。
- ・分析（12月18日現在の回答から）  
45自治体中、抽出せずに閲覧（18）40%、抽出して閲覧（19）42%、名簿提供（3）7%、データ提供（1）2% 閲覧を認めていない（4）9%。  
90%以上の自治体が4情報（氏名、生年月日、住所、性別）を新規隊員募集の目的で自衛隊に提供している。
- ・方向性  
そもそも住民基本台帳を新規隊員募集目的のために閲覧させる法的根拠がないのではないかと。
- ・住民基本台帳閲覧、個人情報保護の自治体の運用実務を調査してさらに検討する。

↓

自治体関係者と連絡し懇談する機会を持つ。総会前に設定し、総会でも議論する。

#### (4) 「憲法9条を守ろう」をどう語るか

- ・「安倍9条改憲」阻止の後をどうするか。専守防衛的改憲と絶対的平和主義の対決
- ・国民投票になったときにどう訴えるか。安保法制（戦争法）を廃止しない限り9条を変えさせない。
- ・当面の課題ではないが、立ち位置を決めておく必要がある。
- ・具体的には

憲法対談、ディベート、シンポ。

自民党憲法マンガに対抗する護憲マンガ作成。

(5) 白神団員全力支援決議

本日決議をあげた。

2 支部運営

(1) 情報共有、情報発信の強化

- ・HP アクセス状況
- ・フェイスブック
- アカウント等を共有 投稿状況は

(2) セクハラ対策PT

- ・支部セクハラ相談窓口のパンフレットを作成する。

(3) 若手PT

- ・若手アンケート結果をどう生かしていくか。  
レクレーション、他支部とのコラボ、国際性活動（NLGニューヨーク支部との共同企画）

(4) 団支部MLの運営状況

(5) 来期人事

- ・幹事は推薦名簿のとおり

(6) 予算案について本日承認

3 幹事会活性化

- ・企画の充実

4 支部総会

(1) 講師

- ・森原康仁（専修大学経済学部准教授）  
「2020年の経済変動と政治変革の展望」

(2) 内容

- ・伊藤詩織さん講演可能か、村田団員に連絡  
伊藤さんは海外等にいてNG、村田団員は快諾（性暴力の問題について、2日目の朝がよいか）
- ・ヘイトスピーチ問題で神奈川支部から報告可能か検討。神奈川支部総会と日程が重なっている可能性が高い、金団員に話してもらう（小部支部長が連絡）
- ・都知事選情勢報告をしてもらう。
- ・オリパラ問題の報告（投げ売り、羽田ルート）、中川事務局長が弁護団員に連絡
- ・水道民営化問題（尾林）、別件があつて来られない
- ・徴用工など日韓問題（川上）、野澤幹事長が連絡

(3) 参加者 47回総会 51人（団員・事務局） 60名を超えたい

参加呼びかけと企画紹介のファクスニュース

（呼びかけ内容売）

2日目の発言者の組織

山添議員を囲んで通常国会の情勢、改憲発議や解散の見込みなどの情勢討議を位置付ける

(4) 場所 熱海KKR

(5) 収支決算

(6) 参加申し込み時期

6 支部ニュース

総会参加呼びかけ

7 総会議案書討議

第1章 支部の署名数とリーフ数をアピールする、団東京支部の取り組みは情勢の後ろに回す  
白井先生、白神団員についてはここでは触れない、代わりにオスプレイ集会を活動として入れる、ヘイトスピーチについて情勢で触れる

第2章 事務局長がほとんど新しく書いた。中労委批判については整理して分かりやすくする

第5章 ジェンダー問題をどう位置づけるか、各種の問題に横断的にかかわる、「はじめに」を追加、人権の横断的課題

第6章 伊方の差し止め決定（最近出たもの）を追記する

修正は24日中に完成版に書き足す形で

8 特別報告集（1月14日締め切り）

集約数41、明日朝まで待つて集まった分で、中川事務局長がネガティブチェックをし、作成

全国弁護士グループの先生と職員の間さまをお守りします！

## 全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずフイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の処方に基づく自賠責療育対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の障害等級が認知症含む**による就業不能も補償します。

#### ＜月給保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、  
補償期間1年、保険期間1年、特種障害支払補償特約セット、  
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最大70歳まで長期に補償**します。 ※医師の処方に基づく自賠責療育対象
- 所定の障害等級が認知症含む**就業障害も補償します。 ※最大2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価増見の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

＜月給保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、特種障害支払補償特約セット、  
対象期間70歳まで、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	支払対象外期間	372日型		737日型	
		男性	女性	男性	女性
満25～29歳		994	875	950	843
満30～34歳		1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳		1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳		2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳		3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳		4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳		6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳		6,956	6,593	5,731	5,454

※本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### ＜取次代理店＞

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 榎本ビル3F  
TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)  
(受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで)

#### ＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン 日本興亜株式会社 団体・公務員特約 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0160  
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(GJNK18-0887, 平成30年11月6日)